

高等専門学校機関別認証評価実施大綱

平成 1 7 年 3 月

(平成 2 9 年 1 月改訂)

独立行政法人
大学改革支援・学位授与機構

はじめに

本大綱は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が実施する、高等専門学校の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「高等専門学校機関別認証評価」という。）について、その基本的方針、及び評価の実施に関する内容等を示したものです。

高等専門学校は、その教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況に関し、7年以内ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関（認証評価機関）の実施する評価を受けることが義務付けられています。（学校教育法第109条第2項、第123条及び学校教育法施行令第40条）

機構においては、高等専門学校に対して学校教育法に定められた評価を受ける機会を十分に保障するとともに、その教育研究水準の向上に資することを目的として、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第1項の規定に基づき、高等専門学校機関別認証評価を実施します。

評価は、本大綱、及び本大綱に基づいて定められた「高等専門学校評価基準」の規定に基づいて実施します。この他に、評価の詳細な手順等については、各高等専門学校が行う自己評価に当たっての実施要項（「自己評価実施要項」）や機構の評価担当者が評価に当たって用いる手引書（「評価実施手引書」）等を作成します。

機構の実施する本評価は高等専門学校の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その个性的で多様な発展に資するために行うものです。機構は、本評価の実施に当たってはこの目的に十分に配慮し、これまでの評価の経験の蓄積を活かすとともに、評価を受けた高等専門学校の意見を踏まえた上で、より良い評価システムを追求し、開放的で進化する高等専門学校機関別認証評価となるよう努めます。

なお、高等専門学校評価基準とは別に、選択的評価事項として「研究活動の状況」及び「地域貢献活動等の状況」を定め、高等専門学校の希望に応じて高等専門学校の多様な活動状況の評価も実施します。

目 次

はじめに	i
I 評価の目的	1
II 評価の基本的な方針	1
III 高等専門学校評価基準の内容	2
IV 評価の実施体制	3
V 評価の実施方法	3
VI 追評価	4
VII 評価のスケジュール	5
VIII 評価結果等の公表	6
IX 評価の費用	6
X 高等専門学校評価基準等の変更手続き	6
XI 選択的評価事項	6

I 評価の目的

高等専門学校からの求めに応じて機構が実施する高等専門学校機関別認証評価は、以下のことを目的としています。

- ① 高等専門学校機関別認証評価において、機構が定める高等専門学校評価基準（以下「高等専門学校評価基準」という。）に基づいて、高等専門学校を定期的に評価することにより、高等専門学校の教育研究活動等の質を保証すること。
- ② 高等専門学校の自己評価に基づく第三者評価を行うことにより、高等専門学校の教育研究活動等に関する内部質保証システムの確立・充実を図ること。
- ③ 評価結果を高等専門学校にフィードバックすることにより、高等専門学校の教育研究活動等の改善・向上に役立てること。
- ④ 高等専門学校の教育研究活動等の状況を社会に示すことにより、高等専門学校が教育機関として果たしている公共的役割について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

II 評価の基本的な方針

評価の目的を踏まえ、我が国の高等専門学校における教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、個性的で多様な発展に資するよう、以下のような基本的な方針に基づいて評価を実施します。

（１） 高等専門学校評価基準に基づく評価

この評価は、高等専門学校評価基準に基づき、各高等専門学校の教育研究活動等の総合的な状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心として実施します。

（２） 教育活動を中心とした評価

この評価は、教育活動を中心とした教育研究活動等の総合的な状況について実施します。

（３） 個性の伸長に資する評価

評価の実施に当たっては、高等専門学校の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育研究活動等に関して各高等専門学校の目的を踏まえた評価を行います。このため、基準の設定においては、各高等専門学校の目的を踏まえた評価が行えるように配慮しています。

（４） 自己評価に基づく評価

この評価は、高等専門学校が行う自己評価の結果（根拠として提出された資料・データ等を含む。）を分析した上で実施します。このため、機構では、高等専門学校の自己評価担当者に対し、高等専門学校機関別認証評価の仕組み、評価方法や自己評価書の作成方法等について十分な説明を行うとともに、研修の機会を設けます。

(5) ピア・レビューを中心とした評価

高等専門学校の研究教育活動等を適切・公正に評価するため、高等専門学校の教員等、高等専門学校の研究教育活動に関し高い識見を有する者によるピア・レビューを中心とした評価を実施します。

(6) 透明性の高い開かれた評価

評価に当たっては、透明性を確保するため、意見の申立て制度を整備するとともに、評価結果を広く社会に公表します。また、評価担当者や評価を受けた高等専門学校等の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図ります。

(7) 質保証の国際的動向を踏まえた評価

この評価では、高等教育の質保証の国際的動向を踏まえ、高等専門学校における教育の内部質保証システム、学習成果、及び教育情報の公表を重視した評価を行います。

Ⅲ 高等専門学校評価基準の内容

(1) 高等専門学校評価基準は、教育活動を中心とした研究教育活動等の総合的な状況の評価するために、複数の基準で構成しています。

(2) 基準は、学校教育法、高等専門学校設置基準の関係法令への適合性を含めて、高等専門学校が満たすべき要件を規定しています。

(3) 研究教育活動等の状況を分析するために、基準ごとに「評価の視点」を設け、その下にそれに関連した「観点」を設けています。

(4) 研究教育活動等の改善を継続的に行う仕組み（内部質保証システム）を「重点評価項目」として位置付けて評価します。

(5) 高等専門学校評価基準とは別に、高等専門学校の多様な活動状況の評価するため、選択的評価事項として「研究活動の状況」及び「地域貢献活動等の状況」を設けて、これらの事項の評価を希望する高等専門学校に対して評価を実施します。（「Ⅺ 選択的評価事項」参照）

Ⅳ 評価の実施体制

(1) 評価の実施体制

評価の実施に当たっては、国・公・私立高等専門学校の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる高等専門学校機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、その下に、対象高等専門学校の状況に係る分析を行うため評価部会を編成します。

評価に携わる評価担当者としては、評価委員会委員とともに、専門委員（対象高等専門学校の学科等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者から選任された者）も加わります。専門委員は、国・公・私立高等専門学校、学協会及び企業・団体等から広く推薦を求めることとします。

(2) 評価担当者に対する研修

評価担当者が共通理解の下で公正・適切かつ円滑に評価を進められるように、高等専門学校評価の目的、内容及び評価方法等について理解を深めるための研修を実施します。

(3) 利益相反への適正な対応

評価委員会委員及び評価担当者は、自己の関係する高等専門学校に関わる機構における認証評価業務や審議には加わらないこととします。

Ⅴ 評価の実施方法

評価は以下のようなプロセスにより実施します。

① 高等専門学校における自己評価

各高等専門学校は、別に定める「自己評価実施要項」に従って自己評価を実施し、自己評価書を作成します。

自己評価においては、Ⅲ（３）に示した「観点」ごとに、既存の資料・データ等（認証評価以外の第三者評価等に用いた資料やその結果を利用できます。）を活用しつつ、自己点検・評価の項目をそれぞれ確認することにより、教育研究活動等の状況を分析して評価を行います。

また、基準の内容を踏まえて「評価の視点」ごとに、「特記事項」欄を設けて、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色について、自己評価の結果を記述できるようにしています。

さらに、基準ごとに、観点の分析・評価の結果で優れていると自ら判断する点や改善が必要であると自ら判断する点を記述します。

② 機構における評価

- (i) 提出された自己評価書を踏まえ、Ⅳ（１）の評価部会において、分析を行うに当たり、「評価実施手引書」に基づき、書面調査及び訪問調査を実施し、評価を行います。
書面調査は、自己評価書（根拠として提出された資料・データ等を含む。）及び機構が独自に調査・収集する資料・データ等を踏まえて実施します。
訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施します。
- (ii) 評価委員会が評価を行うに当たっては、基準ごとに、その基準におけるすべての「観点」及び「特記事項」の分析結果を総合的に勘案した上で、基準を満たしているかどうかの判断を行います。
- (iii) 基準を満たしているもののうち、その取組が優れていると判断される場合には、「優れた点」として、基準を満たしている場合であってもさらに改善の必要が認められる場合には、「改善を要する点」として、その旨を指摘します。
- (iv) 基準ごとの判断に基づき、高等専門学校評価基準を満たしているか満たしていないかを評価委員会において判断し、その評価結果を確定、公表します。なお、高等専門学校評価基準を満たしていないと判断する場合はその理由も明示します。
- (v) (iv) の評価結果を確定する前に、評価結果（案）を対象高等専門学校に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設けます。この意見の申立ての状況に応じて、評価委員会や評価部会とは別の構成員による審査会を設けて審議を行います。この場合には、当該審査会の審議結果を尊重して（iv）の評価結果の確定を行います。
- (vi) Ⅲ（４）の「重点評価項目」については、評価結果を段階別に示すこととします。その判断の基準及び評価方法については別に定めるところによります。

③ 高等専門学校による改善状況の報告

高等専門学校は、評価結果の確定後、当該結果において「改善を要する点」として指摘された事項のうち評価委員会が指定する事項について、次の評価を受けるまでの間、その対応状況を、機構に提出することとします。機構は、提出された対応状況が十分であることを確認した上で、評価結果にその旨を追記して公表します。

Ⅵ 追評価

高等専門学校評価基準を満たしていないと判断された高等専門学校は、評価実施年度の翌々年度までに、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を受けることができます。

追評価において当該基準を満たしているものと判断された場合には、先に実施した評価と併せて、高等専門学校評価基準を満たしているものと認め、その旨を追評価結果として公表します。

VII 評価のスケジュール

(1) 評価は、毎年度1回実施します。

(2) 評価を希望する高等専門学校は、評価の実施を希望する前年度の9月末までに、機構に申請する必要があります。機構は、高等専門学校から申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該高等専門学校の評価を実施します。

(3) 機構において、認証評価（「VI 追評価」は除く。）を受けた高等専門学校が、次回の評価を受ける場合には、法令の規定に則り、評価実施年度の翌年度以降7年以内（申請は6年以内。）に受けるものとします。

(4) 評価のスケジュール

評価実施の前年度

8月

①高等専門学校機関別認証評価に関する説明会、自己評価担当者等に対する研修会の実施

○ 高等専門学校機関別認証評価の仕組み、評価方法等の説明や自己評価書の作成方法等についての研修を実施します。

9月末

②評価の申請及び受付

○ 高等専門学校から評価の申請を受け付けます。

評価実施年度

6月

③評価担当者に対する研修の実施

○ 機構の評価担当者を対象として、評価の目的、内容及び評価方法等について研修を実施します。

6月末

④自己評価書の提出

○ 高等専門学校は、機構の示す自己評価実施要項に基づき自己評価を行い、機構に自己評価書を提出します。

7月～1月

⑤機構における評価の実施

○ 機構では、評価部会において、自己評価書の書面調査及び訪問調査を通じて、分析・評価を実施し、評価結果（原案）を作成します。
○ 評価結果（原案）は、評価委員会において審議し、評価結果（案）として取りまとめられます。
○ 機構は、評価結果を確定する前に評価結果（案）を対象高等専門学校に通知します。

1月末

⑥評価結果（案）の通知

2月

⑦意見の申立ての手続

○ 対象高等専門学校は、機構から通知された評価結果（案）に対して意見がある場合、申立てを行います。

3月

⑧評価結果の確定及び公表

○ 機構は、評価結果（案）に対する意見の申立てに対する審議を経て、評価委員会において評価結果を確定します。
○ 確定した評価結果は、評価報告書により、広く社会に公表します。また、対象高等専門学校及びその設置者に通知します。

評価実施年度の翌年度以降

6月末

⑨改善状況の報告

○ 対象高等専門学校は、「改善を要する点」として指摘された事項のうち評価委員会が指定する事項について、対応状況を、機構に提出することができるものとします。

VIII 評価結果等の公表

- (1) 評価結果は、評価報告書により公表します。
- (2) 評価報告書は、対象高等専門学校ごとに作成し、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。また、対象高等専門学校及びその設置者に通知します。さらに、評価結果を国際的に発信するために概要を英文で公表します。
- (3) 評価結果の公表の際には、評価報告書とともに高等専門学校から提出された自己評価書（根拠として別添で提出された資料・データ等を除く。）を機構のウェブサイトに掲載します。
- (4) 機構は、評価基準、評価方法、評価の実施体制等の学校教育法施行規則第 169 条第 1 項に規定する事項を公表するとともに、評価に関して保有するその他の情報についても、可能な限り、ウェブサイトへの掲載等、適切な方法により公表します。

IX 評価の費用

評価手数料、「追評価」に係る評価手数料、評価手数料の納付手続き、その他評価手数料に係る事項については、別に定めるところによります。

X 高等専門学校評価基準等の変更手続き

機構は、高等教育に関する制度及び関連する状況の変化を調査し、高等専門学校評価基準等に改善の必要があると認めた時には、評価を受けた高等専門学校からの意見聴取、評価担当者からの意見聴取の結果を踏まえつつ、評価委員会に諮って基準等を変更することとします。

XI 選択的評価事項

機構は、本大綱及び高等専門学校評価基準に基づいて高等専門学校機関別認証評価を実施しますが、その際に、教育活動と関連する側面からでは十分に把握することが難しい多様な活動状況を評価するため、「研究活動の状況」及び「地域貢献活動等の状況」を選択的評価事項として設定し、高等専門学校の求めに応じてその活動等を評価します。

ただし、選択的評価事項のみの申請はできないほか、選択的評価事項に係る追評価は実施しません。

なお、選択的評価事項に係る評価の実施に関する内容等は本大綱の規定に準じます。

独立行政法人

大学改革支援・学位授与機構

〒187-8587

東京都小平市学園西町1-29-1

TEL／042-307-1660

URL／<https://www.niad.ac.jp/>